

参議院農林水産委員会【議事録】

(令和7年5月13日)

質疑事項

○農林水産に関する調査



■□≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡□■



藤木眞也君

前回に引き続き、前回の質問で残った部分を中心に今日は質問させていただきたいと思います。

今、山下筆頭理事からは備蓄米のお話がありました。備蓄米が放出をされて、普通、小売店まで出てくるには一か月ぐらいは掛かるのかなというふうに私自身は受け止めておりましたが、農水省の話を聞くと、連休前後から一般的には棚に並びますよというお話でしたが、ちょうど私、今月の七日の日に沖縄にお邪魔をする機会があったんですけれども、そこでJAの職員の方が、昨日スーパーにお米を買いに行ったら先週よりも千円値段が下がっていましたと、三千三百円でしたというお話をされて、ああ、いよいよ米価もこれで落ち着いてくるんだろうなということを感じながら、私、お米がない沖縄でもそういう効果が現れているという点は、いよいよ米価が安定期に入ってくるのかなというふうに受け止めております。

ただ、せっかく農家の皆さんが喜んでいただいている米価でありますし、私も生産をする一人として、できれば一俵当たり五千円から六千円ぐらいの手取りが農家には必要じゃないかなというふうに思いますので、しっかりと今後の見通しというのを注視をしていかなければいけないなというふうに思っています。

それでは、今日は農業共済のことについて質問をさせていただきたいと思います。農家の皆さん方にとっては保険とも言える農業共済であったり収入保険なのですが、なかなかこれ運営がうまくいっていないというお話を非常に多くの県から伺っております。この農業共済団体について、農業共済という制度運営を主な役割として行っていることを鑑みて、人件費や旅費などの事業運営に係る基幹的な経費は国庫補助で負担されております。

一方で、事務費国庫負担金は、業務の合理化が必要との観点から長年ずっと減額をされ続けております。特に、平成十八年度の三位一体改革や平成二十二年度以降の事業仕分により大きな減額があり、その後も毎年減額され続けてきました。実際の金額は、平成十一年度の約五百四十億から令和七年度は三百三十六億と、三十年間で約二百億の減額となっております。

なお、平成六年は三十九年ぶりに七億円の増額となっておりますし、令和

七年度も八千万の微増となっていますが、物価上昇に伴う賃金分に相当するものであり、しかも、賃上げ相当としても十分な増額ではないというふうにお聞きをいたしております。

事務費国庫負担金の減額と併せて、農業共済団体としても、合併の推進や役員の減少、職員の減少など、業務や体制の合理化を進めてまいりました。組合員数は、昭和三十年代には約一万の組合があったのが、令和五年には四十六県で一県一組合となり、全国で四十九組合まで減少しています。

役員の数も十年間で約二千百人から九百人まで減少しております。職員の数も十年間で約七千人から六千二百人まで減少をしているという実態がございます。結果として、職員一人当たりの補償額は、平成二十九年度の三億八千万から令和五年度の六億七千万と、一・八倍と大幅に増えており、職員の負担が非常に高まっているということも事実だというふうには受け止めております。一方で、自然災害の多発や様々なリスクの顕在化により、農業共済や収入保険の重要性は年々高まってきているというふうには受け止めております。

こうした状況の中で、農業共済及び収入保険が十分に機能発揮するためには、これ以上の農業共済団体の合理化ではなく、体制強化に向けた方向を打ち出すとともに、事務費国庫負担金について増額の流れとするべきだと思いますが、農林水産省の考えをお聞かせいただきたいと思います。



農林水産省（経営局長 杉中淳君）

お答えいたします。自然災害が頻発化する中、農業共済団体は、セーフティネット対策の一翼を担い、農業保険の実施主体として重要な役割を果たしていると認識しております。

一方、農業共済団体におきましては、議員御指摘のように、その機能や役割の効果的な発揮に向け、組織の再編や合理化を進め、四十六都道府県で一組合化を完了するなど、自ら団体運営の効率化に取り組んできたところでございます。

御指摘の農業共済事業事務負担金につきましては、加入者が減少傾向にある中ではありますけれども、職員の処遇改善等に配慮し、令和七年度は御指摘のように二年連続の増加となる三百三十六億円を措置したところでございます。引き続き、農業保険制度の円滑な運用に向けて必要な予算額を確保していきたいというふうには考えております。



藤木眞也君

ありがとうございます。予算が少し増えたということは事実でありますけれども、まだまだ組合側の受け止めとしては、十分な金額ではないというのが多くの組合の組合長さん方から聞かれるお話でありますので、是非その

辺、しっかりと国の補助を入れていただかないとうまく回らないんだなというところがあるというふうに受け止めております。是非前向きに御検討いただければと思いますし、特に、昔は共済だけの扱いでよかったのに、最近は収入保険の仕事まで兼務で行っていただかなければいけないということで、業務の負担量というのが相当大きくなる中で職員の数が減っているということは、その分やはり一人当たりの負担というのが非常に大きいんだらうということもうかがえますので、是非そういった観点からも予算の増というところをお願いできればと思います。

続きまして、収入保険制度について質問をさせていただきます。収入保険制度は、令和元年から開始をされて、様々なリスクに対応するセーフティーネットとして一定の成果を果たしているというふうに受け止めております。様々なリスクにも複合的に対応できる仕組みのため、近年様々なリスクが顕在化する中で、非常に助かったという声も多く聞いております。一方で、作物ごとの農業共済では十分に補償されるようなケースでも、収入保険ではその作物を作付けしても補償が少ないということが生じるといったこととなっております。

収入保険では、農業共済と比べて十分な、補償が十分でないと感じる場合があるという点をどのように受け止めていらっしゃるのかなということと同時に、仕組みの設計というよりも、農業共済は、加入形式にもよりますが、補償、最大の補償割合が九〇%あるというふうに受け止めております。対して、収入保険は、最大で九掛けの九になる関係で八一%であるということが危惧されると思います。補償制度が基準収入の九割というのは保険の設計上一般的だと思いますが、支払率その九割というのは改善ができるのではないかなというふうに思っておりますし、収入保険の加入率も当初の目標には近づいてきているというふうに受け止めております。様々なリスク顕在化する中で、他の類似制度との関係性もありますが、より一層の加入率の向上は必要だと思います。そのためには、よりセーフティーネットとしての機能を高め、農業者の更なる経営安定に資する制度となるよう、現行の最大補償割合八一%について拡充すべきではないかと思いますが、農林水産省の考えをお聞かせいただきたいと思います。



農林水産省（経営局長 杉中淳君）

お答えいたします。収入保険の支払率についての御質問でございますけれども、まず農業共済でございますが、これ自然災害を対象としておりますので、被害を受けた全てのケースについて現地で被害状況を逐一確認をした上で補填を行う仕組みというふうになっておりますので、例えば、被害を受けた後に意図的に総合的な栽培を行って補填を受けるといったモラルハザードの発生は基本的に起こらない仕組みとなっておりますので、支払率は設定をしております。

一方、収入保険は、幅広い品目、要因を対象として収入減少を補填する制度でございまして、基本的に被害の有無や状況を現地で一つ一つ確認する仕組みとはなっておりません。このため、一定の被害を受けた加入者が、その後、意図的に栽培管理を行わず補填金を増額するといったモラルハザード、これが発生する可能性がございますので、そういったモラルハザードを抑制する観点から、収入減少を補填するほかの類似制度と同様に支払率を設定をしているところでございます。

一方、収入保険については、この魅力向上を図っていく、見直すというのを図っていく必要があると思いますけれども、これまでも加入者のデータやニーズを踏まえ、気象災害による基準収入の減少を補正する特例の導入、保険方式のみで九割まで補償するメニューの導入などの加入者負担の軽減、一年分の青色申告実績で加入可能とする加入要件の緩和など、収入保険の魅力を高める見直しをこれまでも実施してきたところでございます。収入保険がより魅力的な制度となるよう、今後も、加入者の経営データや現場の声を踏まえて、必要な見直しを実施していきたいというふうに考えております。



藤木眞也君

言われることは分かるんですけども、やはり現場の受け止めとしては、非常にその辺が考え方を左右しているなというところも是非御理解をいただければなと思います。

あと、ちょっとこれ通告はしていないんですけども、収入保険ですね。昨年の例を挙げますと、九州地方、意外と小麦の生産量が、去年は収穫量が少なかったんですね。まあまあ、まあ少ないといいましても、通常は八俵、九俵ある部分が五俵だったという収量減がある中で、収入保険がもらえるのかなというふうに感じていらっしゃった農家の方が非常に多いです。私の地元でも、二俵、三俵という農家が結構多い中で期待をしていたら、大豆が平年作ぐらいあって、お米が高かったものですから、収入的にそこ、ぎりぎりのところで掛からなかったということで、収入保険の対象にならなかったということが発生をしております。ただ、逆に、農業共済に加入をされていた方は、単品でいきますので、小麦だけを考えると共済金が出ているんですね。ここに非常にこの現場としては不公平感があるということが発生をしています。私はもうこの収入保険ができたときからお願いをしていたんですけども、主力の三品目とか四品目でいいんで、品目ごとに対象として見てくれないかというお願いを、全ての品目というわけではないんですけども、主力品目だけでも品目を分けてやっていただくと、非常にたくさんの品目を生産していらっしゃる農家というのは、結局そのリスクヘッジも考えて経営をやられている中で、やはり一品目取れないというのは非常に大きいと思うんで、その辺、是非前向きに対応を考えていただければなというふうに思います。

なお、この収入保険に関しては推進員さんがいらっしゃいます。この方たちは、非常にもう半分ボランティアのような形で農業共済に協力をして、農家の方に推進をしていらっしゃる方です。是非この方たちにもある程度のやはり日当といいますか、費用弁償ができるぐらいの補助はやっていただきたいと思いますし、この方たちがあれだけ大変な目に遭って収入保険を推進したのに、共済が良かったじゃないかと言われていたんだということをよく耳にしますので、是非その辺は、せっかく現場で頑張っている方がいらっしゃるということも前提に御検討いただければなというふうに思っています。

続きまして、産地生産基盤パワーアップ事業について伺いをしたいと思います。この産地パワーアップ事業の受付をするときにポイントというのが一つ鍵になってくるわけですが、前提となるところは、どの農家の方もよく理解をされていると思います。ただ、農業生産の収益性強化に向けて個別生産者でも補助事業を活用する場合も当然ございます。

直近でいえば、令和六年度補正の産地生産基盤パワーアップ事業は、個別生産者による申請、採択も想定されている事業内容となっております。こうした事業の採択には従来からポイント制が取られていますが、中には、例えば輸出の取組というのが項目としてございます。

ただ、輸出というのは、今考えてみても、JA単位とか、何か大きなくくりの中で輸出に取り組まれていますけれども、個々に取り組まれるというのはほとんどない状況の中で、やはりこの個人が輸出に取り組んでいますか、いませんかポイントが取れる取れないというのは、非常に私は不利なんじゃないかなというふうに考えております。是非、その辺の見直しというのを考えていただかないと、やはり個別で申込みがしにくいというところにつながっていくんだと思いますので、この生産者団体を想定したポイント項目と、個別生産者を想定したポイント項目を分けて設計すべきではないかというふうに考えておりますが、農林水産省の考えをお聞かせいただきたいと思います。



農林水産省（農産局長 松尾浩則君）

お答えいたします。産地生産基盤パワーアップ事業でございます。まず、本事業におきましては、限られた予算の中で予算配分、採択を行っていきますので、ポイント制のように一定の基準が必要になることに、まずは御理解いただきたいと思います。その上で、本事業の中で策定を求めています取組主体事業計画におきましては、事業実施主体の経営状況でございますとか、整備施設の種類に応じまして百五十以上の目標の設定を可能として

おります。こういった多様な目標を設定することは可能としておりますので、まず農業者団体の方々が申請される、あるいは個人の農家の方々が申請される、こういったいかににかかわらず取組主体事業計画において、それら

の経営状況に応じた成果目標というのが選択して設定することが可能となっております。私ども、今後よくその中身につきまして、引き続きよく現場の方に周知いたしまして、それぞれの経営状況に応じた設定されるよう、十分意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。



藤木眞也君

ありがとうございます。是非、農家の方も前向きに頑張っていくんだという思いで事業に取り組もうというときに、やはりポイントが取れない、そのことによって事業を断念しなくちゃいけないというのは、非常に私としては後ろ向きにならざるを得ないのかなというふうにも受け止めますので、是非、農家の皆さんが意欲を持って生産できるようなバックアップ体制、農水省として取っていただければということをお願いさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以 上